

# J M R C 中部ヒストリッククラス車両規則

1. 参加可能な車両は原則として 1989 年 12 月 31 日までに生産が終了した市販車で J A F 国内競技車両規則第 3 編スピード競技規定の B 車両、D 車両とする。
2. D 車両で参加する場合、原則として 1989 年 12 月 31 日までに生産が終了した市販車をベースとし、その改造範囲は当該年度スピード S C 車両規定のうち以下の条文を追加、抹消したものを適用する。  
(太字：追加条文 下線：抹消条文)

## 第 8 章 スピード S C 車両規定

### 第 1 条 安全規定

#### 1.4) ロールケージ

すべての車両に 6 点式以上のロールケージの装着を義務付ける。ロールケージの取付けについては、2007 年以降の第 1 編レース車両規定第 4 章「公認車両および登録車両に関する安全規定」に従うことを強く推奨する。ただし、ジムカーナ競技には同規定 6.3.3.5.2) の運転席側ドアバーは適用されない。また、取り付けの際は、高電圧部位及びその配線などに接触の恐れがないように取り付けること。

### 第 3 条 エンジン

#### 3.1) エンジン

##### 3.1.1) エンジンの搭載

~~車両と同一の製造者の他の公認・登録車両の~~1989 年 12 月 31 日までに生産が終了した市販車に搭載されたものと同じ型式の生産エンジンであれば、排気量の大小および過給装置の有無に拘わらず製造者を問わず、別車種のエンジンに変更し搭載することができる。

ただし、過給装置を有するエンジンに変更することは出来ないものとする。

##### 3.1.3) 気筒容積

自由。

~~気筒容積の変更は搭載しているエンジンが所属する気筒容積別クラスの限度まで許される。即ち、自然吸気ピストンエンジンは当該気筒容積別クラスの限度まで変更することができ、過給装置付エンジンは各々の係数を乗じそれによって得られた値に相当するクラスの限度まで下記の通り変更することができる。~~

① ~~自然吸気ピストンエンジン搭載車両の場合、別車種のエンジン(当該車両と同一製造者の公認もしくは登録車両が搭載しているエンジン) 搭載如何に拘わらず、搭載しているエンジンの気筒容積が所属する気筒容積別クラス(第 1 編レース車両規定第 3 章 1.9) の範囲内であれば、上限もしくは下限まで変更することができるが、所属する気筒容積別クラス区分の範囲を超えて他の気筒容積別クラスに移行することはできない。~~

② ~~過給装置付エンジン搭載車両の場合、別車種のエンジン(当該車両と同一製造者の公認もしくは登録車両が搭載しているエンジン) 搭載如何に拘わらず、搭載しているエンジン排気量を 1.7 倍した値の気筒容積が所属する気筒容積別クラス(第 1 編レース車両規定第 3 章 1.9) の範囲内であれば、上限もしくは下限まで変更することができるが、所属する気筒容積別クラス区分の範囲を超えて他の気筒容積別クラスに移行することはできない。~~

3.1.11.1) 吸気系統は自由。過給装置については新たに設置することを含み自由。はできない。ただしベース車両のエンジンに過給装置を有し、その型式のエンジンを使用している場合は自由。

## 第4条 シャシー

### 全条文抹消

## 第8条 タイヤおよびホイール

ホイールスペーサーを含み自由。ただし、タイヤは地表以外の他の部分と接触してはならない。

なお、タイヤの~~ウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布~~等を行わないこと。

9.10.11) ドア、リアゲートは材質変更および加工を行うことができる。ただし下記事項に留意すること。

(1) ドアの素材を変更する場合はロールケージにサイドバーを装着すること。

3. B車両で参加する場合の改造範囲は、前項の規定及び当該年度スピードB車両規定の双方を満たす事とする。  
ただしロールバーの規定についてはスピードB車両規定のみを満たす事とする。

4. 参加可能な車両の例外

(1) 性能調整のため参加条件を満たしていても以下の車両は参加できないものとする。

名称	車両型式	エンジン型式	備考
トヨタ MR-2	E-AW11	4A-GZE	NA化で参加可能
ロータスセブン、ケーターハムをはじめとする所謂ニアセブンと呼ばれる車両			

(2) ミニ (BMC) 及びフォルクスワーゲン・タイプ1 (Beetle) は極めて生産期間が長い為、当該車両の初年度登録年月日が1989年12月31日以前ということが公的な書類で証明できる場合は参加を認めるものとする。

(3) JMRC 中部ジムカーナ部会が認めた車両は参加を認める。(仮称：部会内ヒストリッククラス作業部会で審議する)

### 【エンジン型式の解釈について】

(1) エンジン型式の識別方法はカタログの表記ではなく車検証に表記されている型式とする。

<具体例>

トヨタカローラレビン (AE-86) のカタログに記載されたエンジンの型式は4A-GEUであるが、車検証に記載された原動機の型式は4Aである。よって5バルブ仕様の4A-GEも使用可能である。

# 車両規則をわかりやすく説明すると・・・

現行の SC クラスの規定を基準に以下のルールを追加、変更します。

※B 車両での参加の場合は一般の車検に通っていることが前提となります。仮ナンバーでの走行はできません。

1. タイヤウォーマーを使用可とします。
2. 重量制限は適用しません。
3. ロールケージは古い基準でも可とします。
4. エンジンを乗せ換える場合は他社のものでも可とします。
5. 乗せ換えても良いエンジンは 1989 年 12 月 31 日までに生産が終了した市販車に搭載されていたものとしてします。
6. ターボ、スーパーチャージャー付エンジンは使用できません。ただし元々搭載されていたものに限り使用が可能です。(4A-GZE を搭載した E-AW11 を除く)
7. ドア、リアハッチを他の素材に交換可能です。

